資料４－１

日常生活圏域及び地域包括支援センターのあり方について

1　日常生活圏域について

●日常生活圏域は、平成 18 年度から、人口規模や公共交通機関の状況等を考慮して、各区を基本とし、いくつかの小学校区を組み合わせた 21 圏域を設定

●平成 24 年度から、日常生活圏域ごとに 21 の地域包括支援センターを設置するとともに、各区役所に基幹型包括支援センターを設置し、多様で複雑化するニーズをもつ高齢者へ幅広い支援を実施

●地域包括支援センター及び日常生活圏域のあり方について、平成 33 年度からの第８期堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に向け、今年度からの３年間を計画期間とする第７期計画期間中に、高齢者人口、圏域のエリア、受託法人の有無、必要職員の人材確保、予算上の問題等を総合的に勘案し検討

2　日常生活圏域及び地域包括支援センターのあり方検討の背景

（１）高齢者人口の増加

高齢者人口が増加しているが、それ以上の伸び率で相談件数が増加している。地域包括支援センター職員を１名増員したが、今後も業務量の増加が見込まれる。

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
①認定者数	45,004	47,051	48,936	50,637	52,282	54,177
②高齢者人口	208,155	216,948	222,710	227,413	230,576	232,625
③相談件数	84,436	97,519	103,693	115,350	131,447	－
③÷②	40.6%	45.0%	46.6%	50.7%	57.0%	－

※　各センターの件数は「別紙　相談件数と高齢者人口の推移」参照

（２）日常生活圏域の範囲（平成 30 年９月末現在）

圏域の高齢者人口や小学校区数、地理的・公共交通機関の状況にばらつきがある。

・認定者数　：2,034 人（南第１）～3,498 人（西第２）　約 1.7 倍

・高齢者人口：9,069 人（堺第３）～13,958 人（西第２）　約 1.5 倍

・小学校区数：３校区（北第４）～6 校区（南第３）　最大２倍

（３）超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例

地域包括ケアシステムの構築を進めるため、自助・互助・共助・公助の考え方に基づき、市や医療介護等関係者、市民などの役割や、市の取り組みについて定めた条例を制定し、平成３０年１０月１日に施行した。

介護保険法で規定される地域包括ケアシステムとは、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活支援が包括的に確保される体制のことであり、地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム実現に向けた中核機関として位置付けられている。

また、条例付帯決議において、『地域包括ケアシステムの要となる地域包括支援センターについては、専門職の人材確保と着実な業務運営が行えるよう現状調査を実施した上で、具体的な方策を示すこと。また、現在の２１カ所の圏域を見直し、拡大を図ること』を求められている。

3　検討における課題

（１）人材確保が困難

医療や介護、福祉人材が不足する中、保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員等の配置が必要とされる地域包括支援センターの人材確保も困難となりつつある状況がある。

（２）財政的負担の増加

現在の地域包括支援センター１か所あたりの年間委託料は、２千７百万円前後。増設や増員を検討する際には財政負担への考慮が必要となる。

（３）その他

平成２４年度から現行体制で運営しており、各地域包括支援センターが地域の関係団体とネットワークを作り協働して業務にあたっている。変更となれば、地域包括支援センターと地域の関係団体との関係を一から構築していく必要があり、総合相談支援における連携や地域活動の支援等に与える影響も大きいと考えられる。また、運営法人や担当圏域の変更に伴う市民や介護事業者への周知や引継ぎに係る業務負担も生じる。

4　見直しの方針

市民や介護事業者への影響を考慮し、高齢者人口や圏域の範囲、課題などを総合的に勘案しながら下の方針で見直しを行う。

（１）高齢者人口の不均衡の解消　（２）地理的条件や地域の活動単位の尊重　（３）市民や介護事業者への影響を考慮

5　対応案

（１）担当する日常生活圏域の範囲の見直し

地域包括支援センターの業務量の増加を鑑み、一定の条件に該当する場合には、担当する日常生活圏域の範囲の見直しや分割を検討する。

（２）地域包括支援センターの体制強化

相談件数の増加や地域包括ケアシステムの構築のため、地域包括支援センターの体制強化を図るに当たっては、次の方法が考えられる。

①　地域包括支援センターの増設

高齢者人口や小学校区数の不均衡を解消するため、地域包括支援センターを増設

②　ブランチ・サブセンターの設置

高齢者人口の不均衡を解消するため、ブランチ・サブセンターを設置する。

ブランチ・サブセンターとは住民の利便性を考慮して地域の住民から相談を受け付け、集約した上で地域包括支援センターにつなぐための窓口（ブランチ）や支所（サブセンター）のこと。初期段階の相談対応業務等を、地域包括支援センターと協力、連携のもとに実施する。

③　地域包括支援センターの人員体制強化

現行の地域包括支援センターの体制は維持し、職員数を増やすことで、体制を強化する。

④　基幹型包括支援センターの役割の明確化

地域包括ケアシステムの基盤づくりにおいて重要な介護予防や認知症施策の推進などにおける基幹型包括支援センターが担う役割を具体的に位置づけ、地域包括支援センターと基幹型包括支援センターの役割分担を明確化し、より効率的・効果的な運営を図る。

（３）地域包括支援センターの公募制導入による質の向上

公平性の確保及び地域包括支援センターの質の向上を図るため、定期的に地域包括支援センターの運営法人の公募を行うことを検討する。

政令市の状況

〇定期的に公募を実施　６市　　〇不定期に公募を実施　１０市（日常生活圏域の見直し時等に実施）　　〇実施していない　４市

今後のスケジュール

◆平成 31 年３月中旬　平成 30 年度第３回運営協議会（担当圏域、包括の体制案の検討及び公募制導入説明）

◆平成 31 年第１回～第３回運営協議会（担当圏域の設定案、包括の体制案承認、募集要項承認、選定部会設置）

◆平成 32 年４月～　利用者、関係機関等説明。包括公募

別紙

【日常生活圏域】

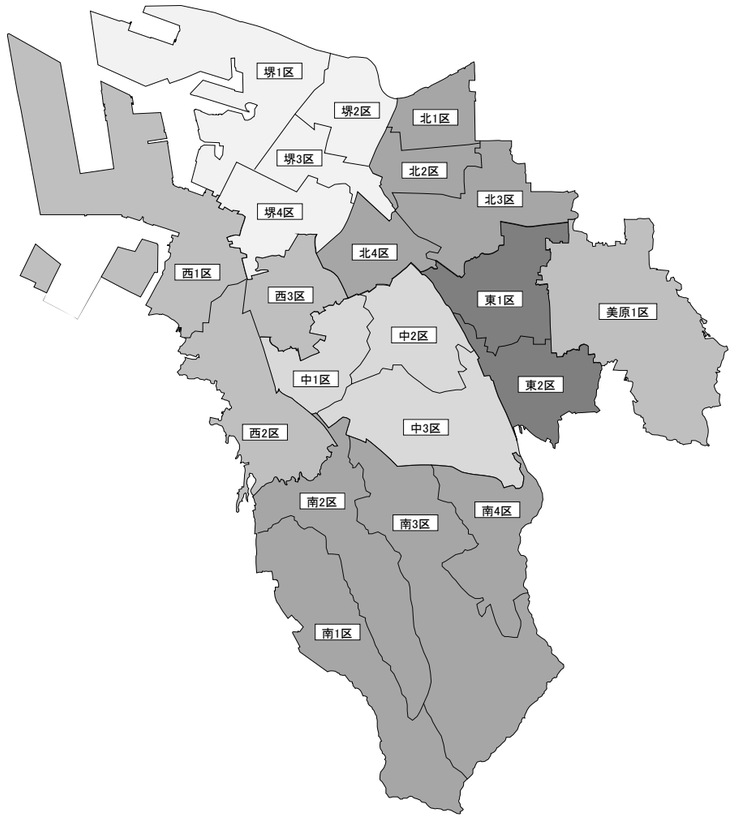

圏域	小学校区
堺1	三宝･錦西･市･英彰
堺2	錦･錦綾･浅香山･三国丘
堺3	熊野･少林寺･安井･榎
堺4	神石･新湊･大仙･大仙西
中1	八田荘･八田荘西･深井･深井西
中2	東百舌鳥･宮園･東深井･土師
中3	久世･東陶器･西陶器･福田･深阪
東1	南八下･八下西･日置荘･日置荘西･白鷺
東2	登美丘西･登美丘東･登美丘南･野田
西1	浜寺･浜寺東･浜寺石津･浜寺昭和
西2	鳳･鳳南･福泉･福泉上･福泉東
西3	津久野･向丘･平岡･家原寺･上野芝
南1	美木多･赤坂台･新檜尾台･城山台
南2	福泉中央･桃山台･原山ひかり･庭代台･御池台
南3	上神谷･宮山台･竹城台･竹城台東･若松台･茶山台
南4	三原台･泉北高倉･はるみ･槇塚台
北1	東浅香山･新浅香山･五箇荘･五箇荘東
北2	東三国丘･光竜寺･新金岡･新金岡東
北3	大泉･金岡･金岡南･北八下
北4	中百舌鳥･百舌鳥･西百舌鳥
美原1	美原区全域

【相談件数と高齢者人口の推移】 （①、②は9月末時点）

		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	25-29伸び
堺第1	①認定者数	2,365	2,433	2,537	2,712	2,879	122%
	②高齢者人口	10,517	10,972	11,279	11,600	11,795	112%
	①÷②	22.5%	22.2%	22.5%	23.4%	24.4%	－
	③相談件数	3,084	4,497	4,950	4,960	4,530	147%
堺第2	①認定者数	2,367	2,423	2,461	2,496	2,554	108%
	②高齢者人口	9,168	9,403	9,595	9,689	9,705	106%
	①÷②	25.8%	25.8%	25.6%	25.8%	26.3%	－
	③相談件数	4,757	4,870	6,133	5,703	5,771	121%
堺第3	①認定者数	2,127	2,267	2,375	2,432	2,504	118%
	②高齢者人口	8,305	8,598	8,799	8,902	9,017	109%
	①÷②	25.6%	26.4%	27.0%	27.3%	27.8%	－
	③相談件数	3,150	4,994	4,924	4,475	5,180	164%
堺第4	①認定者数	2,507	2,567	2,599	2,655	2,720	108%
	②高齢者人口	9,199	9,480	9,691	9,781	9,793	106%
	①÷②	27.3%	27.1%	26.8%	27.1%	27.8%	－
	③相談件数	2,412	4,003	5,101	5,612	5,679	235%
中第1	①認定者数	1,858	2,001	2,064	2,143	2,193	118%
	②高齢者人口	8,996	9,431	9,721	9,906	10,108	112%
	①÷②	20.7%	21.2%	21.2%	21.6%	21.7%	－
	③相談件数	2,566	2,910	2,670	3,269	4,417	172%
中第2	①認定者数	1,726	1,791	1,885	2,002	2,055	119%
	②高齢者人口	8,309	8,700	8,925	9,154	9,327	112%
	①÷②	20.8%	20.6%	21.1%	21.9%	22.0%	－
	③相談件数	885	1,478	2,126	3,312	4,728	534%
中第3	①認定者数	2,444	2,568	2,711	2,846	2,978	122%
	②高齢者人口	10,630	11,251	11,684	12,058	12,335	116%
	①÷②	23.0%	22.8%	23.2%	23.6%	24.1%	－
	③相談件数	1,915	2,380	2,815	3,496	4,452	232%
東第1	①認定者数	2,291	2,451	2,543	2,648	2,729	119%
	②高齢者人口	12,252	12,696	12,926	13,178	13,280	108%
	①÷②	18.7%	19.3%	19.7%	20.1%	20.5%	－
	③相談件数	3,712	4,382	3,812	3,681	4,111	111%
東第2	①認定者数	2,256	2,438	2,430	2,521	2,620	116%
	②高齢者人口	11,242	11,702	11,996	12,285	12,486	111%
	①÷②	20.1%	20.8%	20.3%	20.5%	21.0%	－
	③相談件数	2,564	2,816	4,555	5,083	4,972	194%
西第1	①認定者数	2,675	2,764	2,811	2,847	3,020	113%
	②高齢者人口	10,338	10,644	10,864	11,073	11,237	109%
	①÷②	25.9%	26.0%	25.9%	25.7%	26.9%	－
	③相談件数	3,365	3,890	3,412	3,439	3,795	113%
西第2	①認定者数	2,759	2,947	3,003	3,148	3,323	120%
	②高齢者人口	12,271	12,806	13,193	13,551	13,812	113%
	①÷②	22.5%	23.0%	22.8%	23.2%	24.1%	－
	③相談件数	2,503	2,946	3,686	3,901	5,020	201%

		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	25-29伸び
西第3	①認定者数	2,160	2,237	2,355	2,395	2,449	113%
	②高齢者人口	9,780	10,121	10,324	10,564	10,664	109%
	①÷②	22.1%	22.1%	22.8%	22.7%	23.0%	－
	③相談件数	1,902	2,258	2,400	2,575	2,925	154%
南第1	①認定者数	1,609	1,642	1,771	1,873	1,900	118%
	②高齢者人口	9,467	10,112	10,578	10,946	11,222	119%
	①÷②	17.0%	16.2%	16.7%	17.1%	16.9%	－
	③相談件数	3,269	4,490	5,180	5,707	4,899	150%
南第2	①認定者数	2,027	2,112	2,228	2,274	2,376	117%
	②高齢者人口	11,627	12,257	12,716	13,109	13,423	115%
	①÷②	17.4%	17.2%	17.5%	17.3%	17.7%	－
	③相談件数	3,611	4,740	4,629	3,789	3,884	108%
南第3	①認定者数	2,053	2,118	2,235	2,323	2,378	116%
	②高齢者人口	9,792	10,170	10,464	10,613	10,653	109%
	①÷②	21.0%	20.8%	21.4%	21.9%	22.3%	－
	③相談件数	2,804	3,011	3,494	3,240	4,377	156%
南第4	①認定者数	2,152	2,291	2,429	2,476	2,580	120%
	②高齢者人口	10,935	11,414	11,553	11,552	11,619	106%
	①÷②	19.7%	20.1%	21.0%	21.4%	22.2%	－
	③相談件数	1,355	1,210	2,663	6,275	6,432	475%
北第1	①認定者数	1,824	1,867	1,945	2,012	2,034	112%
	②高齢者人口	8,060	8,386	8,622	8,830	8,965	111%
	①÷②	22.6%	22.3%	22.6%	22.8%	22.7%	－
	③相談件数	1,829	2,091	1,297	3,559	5,235	286%
北第2	①認定者数	2,206	2,296	2,324	2,365	2,368	107%
	②高齢者人口	9,435	9,718	9,762	9,800	9,787	104%
	①÷②	23.4%	23.6%	23.8%	24.1%	24.2%	－
	③相談件数	4,410	4,571	4,781	5,119	5,434	123%
北第3	①認定者数	1,795	1,922	2,032	2,074	2,103	117%
	②高齢者人口	9,008	9,429	9,697	9,929	10,079	112%
	①÷②	19.9%	20.4%	21.0%	20.9%	20.9%	－
	③相談件数	2,664	3,424	4,082	3,143	5,035	189%
北第4	①認定者数	1,979	2,001	2,118	2,211	2,260	114%
	②高齢者人口	8,889	9,221	9,548	9,887	10,058	113%
	①÷②	22.3%	21.7%	22.2%	22.4%	22.5%	－
	③相談件数	2,663	2,318	1,796	2,399	5,028	189%
美原第1	①認定者数	1,824	1,915	2,080	2,184	2,259	124%
	②高齢者人口	9,935	10,437	10,773	11,006	11,211	113%
	①÷②	18.4%	18.3%	19.3%	19.8%	20.1%	－
	③相談件数	1,752	2,291	2,754	3,654	4,612	263%

資料４－２

地域包括支援センターの職員配置について

１　職員配置等について

厚生労働省通知「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正により、地域包括支援センターに配置される保健師に準ずる者について、

①地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。

という要件に、平成 31 年度より、

①かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を１年以上有する者とする。

が追加された。

２　地域包括支援センターにおける保健師に準ずる者について

高齢者の公衆衛生業務経験の範囲については、厚生労働省から示される予定はないが、次のような業務が該当すると思われる。

・地域包括支援センターや保健所、保健センターの業務
・病院での退院支援
・老人保健施設での相談業務

【堺市の案】

保健師及び看護師の求人状況、及びこれまでも地域包括支援センターで必置職員の確保に苦慮している実態から、堺市では、一律に対象業務の範囲を設定するのではなく、業務経験の内容が、地域包括支援センターの業務に必要な高齢者の在宅生活支援に関わるものであるかを個別に判断することとする。